

足利市プレミアム付商品券取扱店募集要項

1. 商品券発行概要

商品券名称	足利市プレミアム付商品券（以下、「商品券」という）
発行者	足利市
発行券	電子商品券：13,000 円（販売価格：10,000 円） チケット型商品券：6,500 円（販売価格：5,000 円）
販売対象者	6 月 24 日（水）時点で、足利市に住民登録がある 18 歳以上の方
使用期間	令和 8 年 7 月 6 日（月）～令和 8 年 10 月 31 日（土）
取扱店舗負担	なし

2. 取扱店登録手続き

(1) 登録方法

取扱店登録希望者様は、この「募集要項」に同意の上、申込専用フォームに必要な事項を入力して申請してください。

インターネット環境の無い事業者様は別紙申請書をご記入いただき、申込書記載の住所へご郵送くださいませ。

(2) 登録後の流れ

申請後、登録となった取扱店には、「取扱店マニュアル」「取扱店向けポスター」等をレターパックにて郵送します。

3. 取扱店資格

- ・足利市内に「店舗」、「事業所」を有する事業者であること。
- ・足利市プレミアム付商品券取扱店募集要項を遵守する事業者であること。
ただし、次の事業者を除く。
 - (1) 風営法第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業に該当する営業を行う事業者
 - (2) 特定の宗教・政治団体と関わる事業者
 - (3) 業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
 - (4) 足利市暴力団排除条例に規定する暴力団員等が営む事務所又は店舗
 - (5) その他本事業の目的に照らして市長が不相当と判断する事業者または店舗

4. 商品券取扱い留意事項

- (1) 商品券は飲食、物品の購入若しくは役務の提供にて使用可能です。
- (2) 商品券と現金の交換は禁止します。
- (3) おつりは出さないでください。不足分は現金等で受け取ってください。
- (4) 使用期間前、使用期間後の商品券は利用できません。
- (5) 商品券の盗難・紛失、滅失又は偽造、模造等に対して、発行者（足利市）は責任を負いません。

5. 商品券の使用対象にならないもの

- ・出資や債務の支払い（税金、振込代金など）
- ・たばこの購入
- ・商品券、プリペイドカード等換金性の高いもの
- ・取扱店舗が使用対象とならない商品等として定めたもの
- ・足利市が使用に相応しくないと判断したもの

6. 換金手続き

- ・取扱店マニュアル記載の換金スケジュールに沿って、事務局にて各取扱店の対応実績を確認の上、申請いただいた口座へ振り込みをさせていただきます。
- ・換金日などの詳細につきましては、取扱店登録後にお送りする「取扱店マニュアル」をご確認ください。

7. 取扱店の責務等

取扱店は、次に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 特定取引において商品券の利用を拒んではならないこと。
- (2) 商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと。
- (3) 5. に掲げた物品及び役務の提供に係る取引を行ってはならないこと。
- (4) 足利市や事務局と適切な連携体制を構築すること。
- (5) 商品券が使用できる店舗であることが明確になるよう、登録後に配布される「取扱店向けポスター」を使用者に分かりやすい場所に掲示をし、使用期間終了後は速やかに処分をすること。
- (6) 使用される商品券が、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の利用を拒否し、速やかに警察へ通報するとともに、下記事務局まで連絡をすること。また、商品券については、レジ担当者や商品券を取り扱う全ての店員に周知すること。

8. 連絡先

商品券の取扱いに関してご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください

足利市プレミアム付商品券事務局

(足利市プレミアム付商品券発行事業業務受託者 株式会社 JTB 宇都宮支店)

TEL : 028-632-1826